

神奈川県小田原市における戦後開拓 —和留沢地区の事例を中心に—¹⁾

永江 雅和

はじめに

本稿では神奈川県小田原市において、アジア太平洋戦争後に国内入植を行った、いわゆる戦後開拓集落の活動と、その行政による支援について検討する。戦後開拓の歴史については全三巻からなる『戦後開拓史』をはじめ²⁾、各都道府県における開拓史、個別に設立された開拓農協の記念誌の類など、その活動の歴史を残した多数の出版物が存在する。しかし神奈川県は県単位での開拓史の出版の記録がなく、個別開拓農協の歴史を記した出版物を確認することができない都道府県のひとつである。『農林行政史』等の記録を見ると、神奈川県における緊急開拓事業に基づく未墾地買収割当面積は民有地・国有地を合わせて5000町歩の全国38位の規模であり、その実績についても3075町歩と全国41位と相対的に下位にある県ではある³⁾。とはいえ県内約3000haもの農地を買収して行われた事業についての記録が無意味とは言えまい。

また『神奈川県史』では県内の戦後開拓事業について言及がある。同書によれば「1948年度から53年度にまでに県が選考の結果入植農家として適格と認定したものは863戸、ほかに地元増反農家として認定されたもの10816戸に達した。これらは民有地1004町歩、旧軍用地2650町歩の売渡をうけ、農家として定着していった。しかし、これらは敗戦後入植したものの一部に過ぎないであろう」⁴⁾と記されている。

また「1945年、46年度に開墾が着手されるところはすべて旧軍用地であり」⁵⁾と同県の開拓が元陸軍溝ノ口演習場、元陸軍士官学校演習場、元陸軍相模飛行場など、軍用の転用を中心に進められたと述べられている。

本稿が取り上げるのは、こうした県史の記述からも漏れた、小田原市の非軍用地で実施された小規模な開拓集落の記録である。神奈川県には県史に残されたような比較的大規模な開拓集落ではなく、小規模の開拓地も建設されていた。神奈川県に限らず、戦後開拓農協単位で記念誌の発行に至るような開拓農協は、比較的大規模で経営的にも成功に近い成果を挙げた地区が多いと言える。後述するように経営が必ずしも順調にゆかなかつた小規模開拓地の歴史を取り上げることは、戦後開拓史の全体像を明らかにするうえで重要だと考える。

第1節 小田原市開拓増産隊と帰農組合 (1945～1947)

(1) 戦後小田原市の開拓入植計画

1946年2月19日神奈川県経済部長から小田原市長、農業会小田原支部長宛の文書で、開拓増産隊、開拓建設隊の隊員が募集されている。募集については、その人数を達成することについて、各郡市が「募集目標人員確保方格段ノ御努力相成度」と要請されている⁶⁾。開拓増産隊についてはその隊員に対して、食費、宿舍費、

旅費、装備費、衛生救恤費は県本部より支弁すること。特に隊員食糧給与は事業主体責任を以って実施すと特記されている。手当は月額固定20円が支給され、その他と合わせて月額40円以内、幹部については能力に応じて月額120円～140円が支給されることが記されている。開拓建設隊は機械隊、建築隊、鑿井隊などに分類され、その手当・給与は「隊員幹部共技術能力ニ依り個人的ニ決定概ネ月額一二〇円カラ三〇〇円以内トス但シ隊長其ノ他幹部ハ別ニ加増スル予定ナリ」とされていた⁷⁾。

同日に出された「開拓入植計画樹立並ニ補助金交付申請ニ関スル件」では、入植計画の樹立と補助金交付申請書を2月末日までに県農務課帰農係に提出するよう要請されている。「帰農者ノ内届出未済ノ者モ相当有之ルモノト推察セラレ候ニ付テハ左記ニ依り管内ヲ調査補助金交付漏レナキ様指導セラルルト共ニ二月末日迄提出ナキ場合ハ補助金交付至難ナルニ付申添候」という文面により、既に入植している入植者に対する正当な補助金の交付漏れがないよう配慮が呼びかけられている。なお補助金は、既存農家以外の者が新たに開拓入植する場合に交付されることが基本とされ、既存農家が増反目的のために帰農組合に加入した場合は交付対象とならないこと、但し既存農家の二三男が新たに独立して入植する場合は交付の対象に該当することが示されている。

開拓増産隊の性格について小田原市行政当局はどのような認識であったのか。1946年3月11日小田原市長鈴木英雄発、市農業会長奥津長一郎宛の文書「昭和二十一年度開拓増産隊員募集推薦ノ件」では「食糧増産隊（農事講習所）ニ関シテハ昭和十八年度創始以来各段ノ御配慮ニ預り着々実効ヲ収メ来タリ 戦後ノ新情勢ニ鑑ミ昭和二十一年度ニ於テハ之ヲ開拓増産隊ト改称スルト共ニ編成運用ノ全般ニ亘リ変更セラレ

別紙開拓増産隊実施要綱ニ依り編成シ昭和二十年十一月九日閣議決定緊急開拓事業実施要領ニ基ク開拓国策ヲ完遂食糧増産ノ達成ニ寄与スル事ト相成候」と記されている。文書の趣旨は表題の通り開拓増産隊隊員の推薦を求めるものであるが、ここでは小田原市長が、戦後の開拓政策を法制度の変更を自覚しつつも、基本的には戦時中の食糧増産政策の延長に位置づけている意識を見ることができる。これは特に小田原市長ひとりの認識であったというよりも、当時の自治体行政関係者に広く共有された認識であったものと思われる。

もちろん前述のように戦後の開拓政策について、新たな制度が整備されており、それに対応して開拓政策を進めるという認識は存在した。「昭和二十一年度開拓増産隊実施要綱」には「昭和二十年十一月九日閣議決定緊急開拓事業実施要領ニ基ク百六十五万町歩ノ開墾干拓及百万戸ノ入植ヲ急速ニ完遂スル為之ガ推進力トシテ農家二三男復員者戦災者等ノ中開拓興國ノ熱誠ニ燃エル青壮年ヲ結集シテ隊ヲ編成シ開墾干拓大規模土地改良等ニ挺身セント併テ其実践ヲ通ジテ開拓農民タルニ必須ノ精神技術ヲ体得セシメ隊期間満了後開拓地ニ入植シ新農村ノ建設ニ当ラシメ以テ開拓国策ノ完遂食糧増産ノ達成ニ寄与シ日本再建ノ基盤ヲ確立セントス」とあるように、政府が制定した緊急開拓事業実施要領に基づく政策を推進する必要が述べられているが、この時期の緊急開拓事業そのものが戦時統制的色彩を色濃く残すものであった。各県には目標とする開拓面積と入植人数が割り当てられており、神奈川県に対して割り当てられた幹部41名、隊員750名について「割当員数絶対ニ確保スルコト」と付記されている。訓練のための施設としては「旧軍用地飛行場等ニ廠舎備品及相当面積ノ土地ヲ確保シテ隊ノ基地ヲ設クル外従来ノ食糧増産隊基地ノ中適当ナルモノヲ使

用ス」とされている。また県外入植についても想定されていたようであり「当該県外（北海道、東北地方等）ニ将来隊員ヲ集団入植セシムル場合ハ其ノ予定地区ニ隊ノ前進基地ヲ設ク」と記されている。隊員に対しては1人月額平均60円を下らぬよう手当を支給することとされ、訓練中の生計を配慮したのである。とはいえこうした訓練計画が十分に機能したとは言い難く、多くの入植者は割当達成のため十分な入植営農の訓練もない状態で、追い立てられるように入植していったのである。

(2) 市内入植地の決定と帰農組合設立

戦後の開拓入植が、戦災者、復員軍人、帰国者等によって制度に先行して進められたことは知られているが、小田原市においても開拓増産隊・建設隊の募集と並行、あるいは先行する形で市内、あるいは近郊部における未墾地への開拓入植が進められていた。1946年作成と思われる「小田原市開拓帰農入植計画書」には、昭和1945年12月に設立されたと記されている4つの帰農組合についての計画書が残されている。4つの帰農組合はそれぞれ小田原市久野和留沢開拓帰農組合、小田原市久所帰農組合、小田原市坊所帰農組合、小田原市長興山帰農組合であるが、本稿では主に最大の規模であった小田原市久野和留沢開拓帰農組合（以下和留沢帰農組合と略す）を中心に見てゆくことにする。和留沢帰農組合の入植地は「豊川村外六ヶ町村ノ共有地ノ所有権ニ属スル官行造林地ニシテ地形二十度以内平坦地ニシテ耕地ニ適シ」た地が選ばれた⁸⁾。同組合はここで「一世帯耕地一町歩ヲ目標トシ他ノ一町歩ハ山林地トシ内五反歩ハ果樹園経営ノ予定地トシ総面積八十町歩ニ及ブ面積ヲ所有」することを計画したのであり、40戸の開拓農家入植が計画されていたことがわかる。事業主体は小田原市農業会及び小田原市役

所産業課であり、担当職員として各専任職員1名を選任し、「市役所、農業会一体トナリ左ノ事業ヲ行ウ」と記されている。

用地に関しては当初は借入の形式から順次自作農創設の路線に乗せてゆくことが想定されていた。帰農者の編成については「市内復員者、軍需工場転換者、疎開者、戦災者、引揚民等ヲ中心ニ帰農組合ヲ結成ス」とされた。開墾計画については「(1) 入植者ノ開墾面積ハ壹町五反歩程度ノ方針ナルモ第一年度ハ一町歩ヲ目標トシ開墾ト作付ハ一体的ニ進行セシム (2) 開墾ハ昭和二十年十二月ヨリ同二十一年十二月迄(中略) 進行スルモノトス (3) 予定期間内ニ開墾終了セザル時ハ開拓増産隊及ビ食糧増産隊ノ派遣援助ヲ申請スルモノトス」とされた。開墾計画中の住居計画については「(1) 帰農者入植ハ開墾入植設営準備完了セザレバ同時入植困難ナルニ付共同合宿ヲ二戸借入班ヲ五班ニ分チ山小屋ヲ建設シ家族ト共ニ開墾ニ当ラシム (2) 入植第一年度ハ各自責任開墾トシ第二年度ヨリ共同圃場ヲ設置シ県及試験場連絡ノ上適地種子ノ生産ニ当ラシムモノトス (3) 帰農組合ニ於テ家屋建設及共同施設建設困難ナル場合ハ開拓建設隊ノ派遣ヲ要請援助ヲ受ケルモノトス」と、当初は共同居住、共同経営方式で開墾を開始し、開墾の進行に伴い順次戸別住宅を建設し個別経営に移行することが計画された。農具家畜導入についても「初年度入植者全員ニ配給導入至難ナルニ付小農具小家畜ハ別トシ初年度八十人乃至七八人ヲ単位トシ二年度ハ五人組ヲ単位ニ三年度ニ個人所有トス」と共同所有から個人所有への段階的計画が示されている。その他、病院学校等の衛生・教育施設として「入植者ノ治療施設トシテ小田原医師会ト連絡ノ上専任嘱託医ヲ設ケ帰農者中ヨリ一名連絡係ヲ置キ組合員ノ治療オヨビ入院等ノ世話ヲスルコトトス 学校ハ現在ノ足柄分校場トシテ一時専

任教員一人ヲ以テ教育シ次年度ニ於テ和留沢学園トシテ独立シ市役所県ト連絡ノ上学校建設スルモノトス」とされた。また開拓集落をサポートする制度として開拓促進委員会が構想され、「小田原市長及産業課、農業会長及指導部、地主、農事実行組合長、婦農組合長、甲種食糧増産隊幹部等ヲ以テ開拓促進委員会ヲ組織シ入植者ト開墾営農、農林工業、副業等ノ計画実施ヲ審議促進スルト共ニ市民ト婦農者ノ融和ヲ図ルコト 月一回位打合せ等ヲ開催スルモノトス」とされた。

開拓地に入植したのはどのような人々であったのだろうか。前記計画書に添付されている入植者名簿とその後の経過をまとめたものが表1である。和留沢地区には当初35戸の入植が計画されたことがわかる。世帯主の年齢層は20歳から60歳まで多様であり、前職は農家が少なく、会社員や職工、軍人、教員など、幅広い背景を持つ住民が入植を目指したことが判明する。資金面については、予算25万円に対して、県補助金が17.5万円、市補助金2万円、寄附金5000円の他、5万円分を入植者が一戸当1000円支出する形で計画されたのである。

もちろんこの計画通りに開拓が進んでわけではない。1946年5月末に実施された「開拓地営農現況調査」では和留沢地区に30戸の入植が確認されるが、それは当初計画から5戸が既に脱落していることを意味している。入植初期の困窮下にある開拓婦農組合に対する支援として、神奈川県では1946年度に和留沢婦農組合に対して、婦農補助金、施設補助金、開墾助成金を含め、77,250円の補助金の支出を予定し、小田原市農業会に対して同組合に6万円の融資を行うよう、8月28日に県農務課が要請しているほか、集落電化のため、1946年9月18日「和留沢開拓団電化助成金交付ニ関スル件」において、全国農業会から同開拓地に県農業会を經由して

蓄電池利用による電化計画のための補助金1万円が支給されることが決定されている。なお同文書にはこの計画が「全国最初ノ試ミ」であると記されており、同組合が県内において相対的に手厚い補助を受けていたことがわかる。

(3) 建造物補助金不正問題の発生と新組合長

こうして出発した和留沢婦農組合に大きな衝撃を与える事件が発覚したのは入植から1年が経とうとした1946年10月末のことである。同月28日県農務課事務官と足柄下郡及小田原市農業会技手が和留沢地区に出張し、建造物建築についての座談会を実施したが、この会の結果について「本婦農組合ハ補助金ニ対シテ建築物見積ガ余リニモ高キ故ニ建築ニハ反対デアリ開墾地内ノ木材ヲ利用シテ建築スル者其ノ数ガ多ク婦農組合長独リテ現在マデ事業ヲ従事シテ未ダ一度モ其ノ報告モナク組合内ガ組合長ニハ把握シ行フコトガ出来ナイ状態デアル」と報告されている。つまり和留沢開拓婦農組合による建築物関連補助金の水増し申請が疑われており、補助金で建築資材が発注されているが、実際には開拓地では現地資材で建築が行われており発注分の資材の横流しが疑われること。また組合長の活動の透明性に対して県や農業会が不信感を表明していることがわかる。解決策として「第一案 各組合は現在建築準備中資材又ハ個人入手ノ建築資材ニ依テ十二月末日迄ニ規格ニ依ル建築ヲ完了スルコト。右期ノ日迄ニ完了セザル場合ハ住宅建築補助ヲ交付セズ 第二案 現在山ニアル一〇戸分ハ建築サス仙石工務所ニアル二〇戸分ハ他ニ売却スル一様四五〇〇建設ニ賛成セザル一戸分ノ補助金ハ建設後ノ検査ニ依ッテ交付スルコト」が提案されている。

問題発覚を受けて、11月3日の市役所、農業会関係者同席のもとで開催された婦農組合総会において、組合長（表1和01）が解任され、新

神奈川県小田原市における戦後開拓 —和留沢地区の事例を中心に—

表1 小田原市開拓入植者一覧

地区名	役職等	番号	年 齢 1946年 時	家族数 1946年 時	前 職	1947年 3月	1947年 7月	1952年 6月	1953年 12月	1961年 3月	備 考
和留沢	初代組合長	和01	50	3	会社員						1947年1月脱退
和留沢		和02	53	4	公吏						1947年1月除名
和留沢		和03	59	3	会社員						1947年1月脱退
和留沢		和04	42	2	教員						1947年1月脱退
和留沢		和05	58	3	工夫	○	○	○			1954年7月脱落
和留沢	3代目組合長	和06	20	2	会社員	○	○				1947年8月除名
和留沢		和07	37	1	会社員						
和留沢		和08	16	3	ナシ						1947年1月脱退
和留沢	4代目組合長	和09	48	2	農業	○	○	○	○	○	
和留沢		和10	50	3	土工	○	○	○	○		1961年3月離脱
和留沢		和11	48	4	石工	○	○				1947年9月除名
和留沢		和12	42	2	土工	○	○				
和留沢		和13	49	5	石工						
和留沢		和14	35	2	職工	○	○				
和留沢		和15	42	3	工員						1947年1月除名
和留沢		和16	34	4	軍人	○	○				
和留沢		和17	30	2	軍人						
和留沢		和18	25	2	電工						1947年1月脱退
和留沢		和19	30	2	会社員						
和留沢		和20	21	4	農業	○	○				
和留沢		和21	38	2	職工						1947年1月脱退
和留沢		和22	43	2	職工	○	○				
和留沢		和23	32	2	職工						
和留沢		和24	37	2	屋根職	○	○	○	○	○	
和留沢		和25	42	3	会社員	○	○				
和留沢		和26	21	2	職工	○	○	○	○		1961年3月離脱
和留沢		和27	37	2	職工	○	○				
和留沢		和28	50	6	人夫	○	○	○	○	○	
和留沢		和29	36	2	写真化学技術員						
和留沢		和30	40	3	農業	○	○	○	○	○	
和留沢	6代目組合長	和31	31	2	フライス工	○	○	○	○	○	
和留沢		和32	16	3	満州開拓義勇軍	○	○	○	○	○	
和留沢	2代目組合長	和33	53	2	養漁	○	○	○	○	○	
和留沢		和34	39	2	養鶏						
和留沢		和35	38	2	会社員						
和留沢		和36			不明	○	○				
和留沢		和37			不明		○	○	○	○	
和留沢		和38			不明			○	○	○	
和留沢		和39			不明			○	○	○	1949年入植
和留沢	5代目組合長	和40			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和41			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和42			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和43			不明			○	○		1948年入植・61年3月離脱
和留沢		和44			不明			○	○		1949年入植
和留沢		和45			不明			○	○	○	1948年入植
和留沢		和46			不明					○	

出典：小田原市役所『昭和21年度和留沢開拓記録書類』、『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』、『昭和30～34年和留沢開拓記録書類』より作成。

注：○印は、その時点で入植中であることが確認できるもの。

たに選挙によって組合長（和33）が選出された。建築補助費問題の経緯について和留沢側の一般組合員からは資材単価の相場がわからず、当時の組合長が1人で決めてしまったものである、という主旨の弁明が記録されている。他の組合員からもこの不正が前組合長の独断であり、前記の解決案では入植者の正当な住宅建設に不足であると不満が表明された。開墾地で切り出した資材は、加工が不十分で内装用には用いられないため、不足分の補助が要求され、県や農業会が提案したと思われる融資による建築資材調達には全員が反対を表明した。

その後18日には、神奈川県庁において新旧組合長を含む関係者が出席し、協議が行われた結果、①建築中であった水増し分の建築物の工事は中止し、資材は市と農業会で処分すること（運搬費は地元負担）、②同地区に対する昭和20年度の補助金1戸当3,300円中3,000円を返納すること、昭和21年度補助金は改めて交付する、③この事件に関係して発生した脱農者について、その耕地・農作物は残存者に譲渡すること、④県がその後の経過を監督すること、が決定された。その後農業会の「和留沢帰農組合住宅建築ニ関スル明細書」（日付不明）において、和留沢地区の希望者10名分の住宅建築を改めて承認し、内建築済みの2戸以外の8戸分の資材を和留沢地区に引き渡し、残部は「引揚連盟」（詳細不明）に売却することが記されている。不足する住居用建築資材としては12月に元海軍高座工廠工具宿舎建物を住宅建設に使用することを目的として払下契約を締結し、住宅建設に活用することとされた。

この不祥事の結果、1947年1月31日付で元初代組合長の組合長辞任届が県に提出されている。理由は「一身上の都合」とされているが、建築費補助金を巡る問題が原因であることは明らかである。これと同時に元組合長を含む6戸

の組合員の開拓帰農組合脱退と2戸の組合員の除名が決定されている。除名については「除名者ハ現在和留沢ニ居住セズ薪取りニ来ル程度デアル故ニ組合意見ニ依リ決定ス」と既に入植の実態を喪失している者に対して行われたものである。

組合の動揺はその後も続き、1947年2月10日、神奈川県庁内開拓課において行われた会合において、住宅問題発覚後、再選出された組合長が短期間に辞任することが相次ぎ（史料から把握できるものは和01→和33→和06→和09）、県からの通牒の連絡が行き渡らなくなっている点が懸念されている。また住宅問題については引き続き前組合長と市長、農務部長と相談により「妥協の出来る様組合員に協力を願ひ以て解決せしめ度し」と未だ完全な解決に至っていないことが示されている。また開墾営農については「和留沢の開墾地は予定面積が余り少く耕地斜面急にして平均耕作面積は予定地を含めて約五反位で自給自足には不可能なり」と入植地選定の根幹に関わる不満が表明されているほか、入植者についても「現在最後迄残り得る人員は約二十一名にして其の他の者は、耕作せざる状態で山を下って居ります。脱落者ありその措置法、人員が多いので此の際営農資金清算して貰ふこと、同時離農すること」が提案されるなど、組合の解散までが悲観的に提案されている。また営林署から「帰農組合員の伐採せる樹木に対しては保証（ママ）すること」と、入植者による共有林樹木の伐採が問題視されるなど、和留沢開拓は存続の危機に立たされていたことがわかる。

存続の危機に陥った和留沢帰農組合を立て直し、開拓継続の途を拓いたのは4代目の組合長に就任した伊嶋郁蔵（和09）であった（行政への報告は1947年2月であるが同年1月には実質的な活動をしていた模様である）。地元久野

の農家出身の伊嶋は、その後長く同開拓地の組合長を務めることとなり、困難な道筋ながら開拓集落の解体を防ぐ役割を果たしてゆくことになった。伊嶋は1948年2月12日付で小田原市から感謝状を贈呈されているほか、1955年11月にも神奈川県農地部長より開拓十周年記念功労者として表彰を受けている。この功労者推薦文に記された伊嶋の経歴を引用しておく。「生家は小田原市久野（住所略）であるが 長男として生れたにもかかわらず 親譲り財産に飽き足らず全財産を弟に与へ 裸一貫で上京し あらゆる難苦を嘗めた末 神官となり終戦直前までは相当な財を蓄えたのであるが 空襲の際、一切を焼失してしまった。当時家郷に帰って実家に寄寓して居ったところたまたま開拓者募集の報せに接し勇躍これに参加し七才の長女以下四人の子供と妻を連れて入植した」ものであるという。入植後の評価については「当時の入植者中でも労働力の一番小さい家族であったが、星のあるうちから星を仰ぐまで、本当に文字通り働き通しよくこれを克服し何の収穫に於ても他よりも秀で現在では長女を高等学校に入れて子供の教育にも非常に熱心である 又過去数回に亘る組合内部の紛争にも常に調停役を買い、組合が現在まで支障なく運営できたのは この人に負うところが極めて大きい」⁹⁾。後年このように評価された伊嶋組合長の指導のもとで、和留沢開拓地は存続することが可能になったものと言える。

(4) 開拓地に対する営農指導

少し時系列が前後するが、耕地条件が劣悪であり、農業経験者が少ない開拓入植地に対して農業団体や行政がどのような営農指導を行ったのかを確認しておきたい。神奈川県農業会では1946年7月24日、和留沢分教場において、開拓婦農者営農講習会が開催され、和留沢地区を

含めて其の他足柄上郡や中郡の開拓集落の営農者に対して、①開墾作業指導、②農業経営講座、③山腹地帯における適作物指導、④農作業実施指導、⑤小家畜飼育指導などが実施されている。

また1947年2月には県農業会足柄下支部が小田原市和留沢地区において開拓営農指導試験地を設置する計画書を市農業会に提出している。設立の目的としては「開拓者の要求に応じ山岳部傾斜地に於ける気候に順応した適作物の選定と之が改良増産に依り輪作形態を研究し開拓民の農業技術と相俟て農家経済を安定する手段にある」とされている。主な試験種目として「四季別にした自給肥料主体として品種比較、薬剤試験、播種適期試験、小気候試験と連絡輪作形態の試験等」とし「開拓地に適する品種たること原則として実施する」としている。用地として公費で二反歩を開墾し、約2ヵ月の営農指導用圃場として活用した後、組合員の増反用地とすることが計画された。輪作案としては①麦→甘藷→麦→南瓜、②麦→南瓜→麦→番茄、③麦→番茄→豌豆→甘藷、④豌豆→青刈大豆→白菜・大根→馬鈴薯・麦・茄子、⑤ルーピン→玉蜀黍→大根→豌豆、⑥麦→陸稲→麦→甘藷などの案が示されている。また1947年5月には、神奈川県農業会長から、開拓入植集落の営農合理化と脱農予防のため、政府の要請に基づき各郡市支部に営農指導員を配置することが連絡された。

また栽培技術向上に対する入植者の意識を高めることを目的として、1947年7月8日、帰農組合連合会主催にて馬鈴薯競収会が実施された。小田原市、箱根町など農業会足柄下支部内の入植農家が参加した結果、和留沢集落の伊藤郁蔵組合長ほか、時田運蔵、三島庄吉、石黒良吉ら4名の平均反収が231.5貫を記録し、最優秀地区の成績を収めた。

(5) 地元集落との軋轢

こうして新組合長のもとで開拓地での営農が徐々に軌道に乗りつつあった、1947年8月、再び和留沢開拓地に2つの問題が発生した。ひとつは組合員不正の発覚である。6月16日農業会足柄下支部より小田原市農業会営農主任宛の文書で、管内開拓入植者の資格を再審査すべく通達が行われた。再審査において除名されるものの基準として①将来農事に邁進の見込みなきもの、②組合の平均耕作面積に合した面積を有せざるもの、③組合の団結その他反対行動に出るもの、④居住の根拠を他に置くもの、⑤その他地元との関係で反感を招くもの、の5点が示され、該当するものはこれまでの資金を清算の上、組合から除名することを指示している。これを受けた調査の結果、集落の1名による、補助金購入肥料の横流しが発覚したのであった。この件について組合の臨時総会で事実関係を確認したのち、隊員一致で当該者を組合から除名し、「今後この種行為を為した者には隊員一同の申し合わせにより下山と決定」した。この件については新組合長のもとで問題発覚後、迅速に裁定が行われたと言える。

もう一つ生じた問題は地元集落との開墾予定地を巡る対立であった。それ以前より入植農家が解放予定地以外の共有林を誤って伐採し、問題化するケースが断片的に指摘されていたが、地元集落から本格的に抗議が寄せられた模様である。これに対して事情を聴取した小田原市農業会技手の報告では「和留沢部落より舟原寄りの民有地(字犬掛)の開拓につき地元民と開拓隊員との間に協議せるも開拓隊員の細部計画未完成に対し地元民の計画徹底致し居る為細部協議不能なりしが一応地方事務所の係官とよく両者の意見を徴し善処を確約せる為何れは開放されるものと思せり。主として問題は官公林より大掛地区の私有地までどの程度開拓隊が立入

って来るか地元民がどの程度までそれを承諾するかの問題であるが何れにせよ市農地委員会で之を買収する計画の為早急且円満に実施されるものと感ず」とされている。地元集落では地籍図に基づいた詳細な土地利用計画を立てているものに対し、土地勘の劣る入植者が未開放の共有林や私有林地の増反を試みた結果、地元集落との関係が悪化したものと思われる。この件については、1947年9月8日舟原青年会場において「舟原地区未墾地開発事業に関する懇談会」が開催され、農地委員、農地補助員、地元農事実行組合長、和留沢婦農組合代表等が参加して協議を実施し、林地の境界を明確化し、開墾地域の合意を進める合意を行った。

第2節 1950年代前半の和留沢開拓農業協同組合の運営 (1952年～1954年)

(1) 和留沢開拓農業協同組合の設立と経営状況

1947年制定の農業協同組合法の制定により、国内農業団体が農業協同組合に再組織されてゆくなかで、従来の農業会は解体した。小田原市役所に残る和留沢開拓を巡る文書は1948年から1951年にかけての時期のものが欠落しており、農業会解散から開拓農協設立に至るまでの経緯については詳細が不明である。和留沢開拓農業協同組合(以下和留沢開拓農協)について史料的に判明するのは1952年5月に実施された小田原市役所による調査である。この調査とそれをまとめた表2によると、まず1. 開墾地の状況については「一戸平均一町歩余を本年二月一日付で各人(十九戸)に売渡を完了し耕作地の割当も終わっておりますが既耕地は三分の一乃至二分の一程度しかない状態で残りの開墾を早急にやらなければならない時であり各人は二十八年末までには完了する計画を立てているが

耕地の交換や共同開墾等について総意が纏まっていない現状である」と記されている¹⁰⁾。和留沢の開拓地は当初周辺農村の共有地を借地している状態であったが、その後農地改革による未墾地買収制度を用いて買収し、入植者に対する売渡が完了したということである。一戸当たり1町歩という規模は自立経営が可能な規模と思えるが、開墾が進んでおらず一戸当3反～5反の規模で経営を行っている状況であることになる。組合員となっている19戸の農家は全てが1945年当時からの入植農家ではなく、表1を見ると当初入植した35戸のうち、この時点で残っているのは伊嶋組合長を含む10戸のみであり、残りの9戸についてはその多くが1949年に追加入植した農家であったことがわかる。

営農状況について、まず家畜導入状況では「役牛が一番多く十頭を数えるが多く未成年であり国の現物融資や家畜商からの借入等で飼育している。主として厩肥の製造に供し成牛として家畜商に渡して利益を得る者或は成牛として畜力の利用を計る者等区々であるが資金さえあれば畜力利用兼厩肥製造源として成牛を各人一頭その他前者の牧草を利用しての飼育から利潤を考える者が大半である結論として導入資金の面で一番行悩んでいるのが現状である。その他比較的熱意を持っているものは鶏であり総数三七二羽の成鶏を飼育し栄養源として自家消費するばかりでなく相当の販路を持ってはいるが共同販売する程の数量がないので副業としての価値は現在のところ左程ない将来は相当取入れた

表2 和留沢開拓農協の経営状況 1952年5月時点

(単位：反)

農家	買受耕地	調査時点開墾面積	果樹類						冬作				夏作		作付面積延計
			桃	梨	栗	リンゴ	柿	茶	麦	菜種	馬鈴薯	其他	陸稲	甘藷	
和09	10.8	6.0	0.5	0.3		0.3	0.5	0.2	3.0	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0	11.8
和05	10.2	4.8							3.0	0.8	0.2	0.8	2.0	1.4	8.2
和38	8.9	3.0	1.0			0.3	0.1	0.1	2.0			1.0	2.0	1.0	7.5
和24	10.5	5.0	0.2						2.5	0.4	0.7	1.4	3.0	1.0	9.2
和39	10.2	2.5	1.0						1.0	0.3	0.3		1.0		3.6
和10	10.5	6.8							2.0	1.0	0.5	0.3	1.5		5.3
和40	10.4	5.8							4.0	0.3	0.7	0.8	2.3	2.5	10.6
和41	10.7	3.0			0.5				0.6		0.5		1.1		2.7
和33	11.0	7.0	0.7					0.2	2.0	0.1	0.5		1.5		5.0
和42	10.8	5.0	0.4						2.5	0.7	0.5		2.0		6.1
和30	10.7	6.0	0.3	0.1			1.0		2.5	1.0	0.4	0.5	2.0		7.8
和37	10.5	4.0	0.3						2.2	0.2	0.4		1.5		4.6
和32	10.4	3.5							0.6	0.6	0.2		1.0		2.4
和43	11.0	3.5	0.3	0.3					1.5	0.1	0.4		1.0		3.6
和44	11.0	3.0	0.7	0.3		0.6	0.3				0.2	0.1			2.2
和45	10.7	6.5					0.6		2.5	1.0	0.3		3.0		7.4
和26	10.6	4.0		0.3					3.0	0.5	0.3		1.5		5.6
和31	10.5	3.0							2.0				1.0	1.0	4.0
和28	10.0	3.0	0.5		1.0										1.5
計	199.4	85.4	5.9	1.3	1.5	1.2	2.5	0.5	36.9	8.0	7.1	5.9	30.4	7.9	109.1

出典：小田原市『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』より作成。

注：史料には夏作馬鈴薯の記入欄が存在するが数値は史料破損により判読できず。

い希望もあるが飼料面に悩みがあり一つの対策としてかまぼこ粕を一括購入してそれを分配して利用したいという意見もある。その他豚も若干取入れたい希望もあり飼料として甘藷類の栽培も考慮している」と、役牛については厩肥供給という側面以外では、ややもてあまし気味の状況であること、養鶏についてはこの段階ではかなり希望があり、小田原市特産の蒲鉾粕を飼料として用いるアイデアなどがしめされている。

また果樹・普通作物については「現耕作地一戸平均四反五畝という少いものであり果樹取入れ計画等についても一応は持っているものの主食作物の取入れに追はれてそこまで進まない現状である。果樹として何が一番適するか未だ完全な試験成績もないので一般に迷っているが桃が一番多く六反一畝その他梨りんご等が若干植えられているが全体として一町二反六畝で既耕地の約一割であり早期換金策としても研究課題であろう。普通作物としては大体主食用として冬作は麦、なたね、夏作は陸稲甘藷が主体であるが何んとしても面積がないので一戸平均麦が二反程度陸稲が一反六畝位で年間自給は現在のところ到底望めないところである（中略）その他特殊作物として茶の栽培が良好の様であり製品として相当良好なものを産している。栽培面積も現在のところ五畝歩程度であるが傾斜地を利用してのこれの栽培を全面的に計画している」と、茶の栽培にわずかな希望を見出しているものの、穀類に関しては到底自給水準にすら及ばず、作物販売収入で生計を立てる見通しが立っている状況とはいえない。結果として集落の多くの農家が市民税の免除と生活保護の対象となっている模様であり、その現状について「大体において本年度一杯で特殊事情の者を除いては全面解除されても差支えないまでにこぎつけたい決意を持っている。十九世帯全部が同

程度の生活をしている訳でなく相当の差異はあるが同一条件下に在る組合員の団結を図る意味から特殊事情の者を除いては全部同一歩調にすべきであるという意見が強い」と、組合内で歩調を合わせて家計の自立を目指したい意向が示されている。

(2) 和留沢開拓地営農指導方針

上記のような和留沢開拓農協の苦しい経営・生活状況の改善を目的として、1952年6月、小田原市役所において「和留沢開拓地営農指導方針」と題する文書が作成されている。方針の概要として「一、一町歩の土地を最大限に活用するため早急に開墾を完了し、その土地を肥沃な熟畑としなければならない。二、地区内外付近の山林原野の永続性のある資源の活用を図ることが必要である。三、主食の配給依存を打破して家族構成に適合した普通作の栽培は当面絶対必要である。四、早期換金作物或は飼育容易なしかも粗放的且つ原価の安い家畜の取入れから現金収入の道を早急に考えなければならぬ。五、組合員相互の融和と協同精神の涵養から組合をもっと明朗にしなければならない。六、医療施設もない僻地で健康体を維持することは絶対必要であり栄養給源の現地調達には早急を要する」の6点が示されている。

具体的方針としては「一、開墾計画 開墾は二十八年度を以て完了するを原則としその間果樹又は茶等の適地には粗放開墾を以て植栽せしめ間作の栽培時に逐次完全開墾を為さしめ100%の耕地利用は二十八年一様を目標とする」、「二、主食作目の取入れ 主食作物の栽培は陸稲、麦、が主体であるが、夏、冬作共に各々三反歩の平均はどうしても作付せしめ改良普及員の応援を得て栽培技術の面を積極的に指導し反収の増大を図る」、「三、果樹及び茶の取入れ 果樹は桃その他永年作物については茶を主体と

して全体の四〇%平均を目標として種子、苗木の斡旋から栽培管理の指導を積極的にする」、「四、家畜の導入 牧草を有効に利用し且つ厩肥の増産から沃土の造成を図る目的で別途計画するところによって役牛を一戸当り一頭平均導入する。その他甘藷南瓜の飼料化を計って豚を一戸二頭平均山間僻地の蛋白給源と早期換金の面から鶏を一戸三〇羽平均を目標とするその他自家労力に応じて綿羊、うさぎ、山羊等を取入れる」、「五、しいたけの栽培 本年十二月より翌年二月までの間原木を一戸二百本程度準備せしめ種菌を斡旋して二十八年三月植付を指導し栽培管理を現地指導して大量生産を図る」と山間地集落の実情に即した作目の導入と、その普及の方針が示されている。

(3) 開拓農協の負債整理問題

1950年代の開拓農協を巡る問題として、過剰負債に陥り経営の悪化した組合が多かったことが指摘されている。小田原市においても1952年9月6日、農林水産課の技師補1名と技手2名、及び普及員1名が和留沢集落に出張し、同開拓農協の経理状況調査と指導を行った。その結果判明した負債金額の返済について、開拓農協内における（補助金転用部分の）負債金額約17万円を個人別に整理し「各人本年十月末日まで返済を条件として了承し夫々捺印し」、「これを以って個人別公式負債関係は完全に整理される」こととされた。また同席した県の技師が「約束期限まで整理を完了した場合は一戸平均一万円の補

助金を交付する旨言明」したという。その結果和留沢開拓農協構成農家25戸が共同で16万9760円（一戸平均6,657円）を返済し開拓農協の公的負債を解消することが決定した。なお県が約束した補助金各戸1万円については、返済実施を確認の後、農地売渡価格との差額分が各戸に支払われることとなった。

またその他負債額10万6708円については、表3のように1951年から52年にかけて営農補助金を主に返済に充てる形でほぼ完済にこぎ付けることができた。これによって開拓農協の負債整理問題に、ひと区切りをつけることが出来たのである。しかし営農補助金を負債の返済に充当することにより、その後の開拓地の営農の発展に悪影響が出ることは必至であったと言える。

(4) 1953年冷害の被害状況

開拓農協に累積した負債を、組合員個人の家計負担と営農補助金を流用する形で返済した和留沢開拓農協にとって、翌1953年に発生した冷害は最悪のタイミングで発生した天災であったと言える。同年の冷害が全国的に農産物に大

表3 和留沢集落借入金返済過程

返済方法	項目	返済額	貸付金 残 額	日 付
1951年5月14日時点借入金			106,708	
伊島組合長持参		5,141	101,567	1951年10月8日
昭和25年度後半期補助金受入れ 差額3045円鉄板代支払（県）		1,955	99,612	1951年11月5日
昭和26年度営農補助金50000円 前半期農協補助5000円		55,000	44,612	1951年11月30日
昭和26年度後半期農協補助		5,000	39,612	1952年3月29日
昭和26年度後半期各種補助金		3,674	35,938	1952年4月18日
昭和27年度営農補助金50000円 から肥料融資金納付を除く		22,000	13,938	1952年8月27日
同上肥料資金返済受入		25,000	-11,062	1952年11月20日
別途立替払い充当		-11,062	0	

出典：小田原市『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』より作成。

きな被害を出したことで知られているが、山間部に建設された和留沢開拓農協において、その影響は甚大であった。同農協の1953年作物の収穫実績表では陸稲が平年69石に対して8.71石と87%の減収、甘藷は平年15,000貫に対し1,810貫と87%の減収が記されており、被害総額238万円に達する大減収であったことが記されている。政府は農林中央金庫を通じて、冷害対策資金の手当てを行ったが、同農協に割り当てられたのは希望融資額230万円の20%に満たない44万円であった。金額の問題もあるが、融資時期が冬の明けた3月以降であることから、同農協組合員は年末の各種支払いや越冬資金の危機に見舞われたのである。

この事態に和留沢開拓農協からは、小田原市長に対して次のような陳情書が提出されている。「私共昭和二十年食糧増産の大使命に燃え当開拓地に入植以来既に九年の年を終えました。大半の同志を送り或いは迎え現在十八戸の和留沢開拓農業協同組合員は巷の非難を身に浴びながら幾多の曲折と人間故の相刻を克服し初志の貫徹に忍苦の道を歩んで居ります。其の間貴所の物心両面に互る限りなき御庇護と温情溢るるご指導は時に崩れ勝ちの協同意欲を振起し遅々たる歩みではありましたが開拓完成の実も愈々近きに至って居ります。威容を誇る新校舎、夢見る電燈、希望に燃える私達の一畝々々は力強く自然と闘いを挑んで参りました。然るに自然の偉力(ママ)は私達の此の希望も闘志も根底から潰し去るの実情に立ち至って居ります。本年度の冷風害に依る被害が余りにも甚大を極め加うるに野猪の被害亦其の極に達し一年の辛苦は遂に水泡に帰するに至りました。希望は唯一途冷害融資に係ってあったのですが神奈川開拓連合会は県下八百戸の開拓民に対し融資総額二千万円以上を見越し種々審議をして参りました処割当決定は僅に八百万円に過ぎず従而戸々に対す

る融資額たるや真に微々たるものであります。当地は高冷地であるとの特殊事情を極力訴えては居りますが微力にして遺憾ながら所期の目的を達し得ない現状でありますし加うるに融資金の貸出が来春との県の方針であるが為め、此の年末を如何にして越すべきか開墾を如何にして推進すべきか毎夜額を集めて協議を続けて参りましたが何等具体的の決定を見る事も出来ず今日に及んで居ります。何卒私共の窮状御諒察賜はり別表御審査の上特別の御取り計ひ方御願申度陳情に及ぶ次第で御座居ます」。

この陳情に対して小田原市では「本件については冷害対策資金として別紙の通り四拾四万円を農林中央金庫より借入れることに決定したが貸付が明春となるので年内緊急策として一戸当り壱萬円の合計拾八萬円を右資金を担保とし助役の保証を得て市信用金庫より借受け開拓に専念するよう指導」する方針を示している。また最終的な融資額はその後46万円に増額され、当面の資金不足を脱することができた。しかしこの融資により、一度は解消された開拓農協の負債は再び累積することとなったのである。

(5) 小田原信用金庫からのつなぎ融資

1953年冷害の結果、和留沢開拓農協の負債が再び累積したことは既に述べたが、翌1954年に入るとその悪影響が運転資金に及びはじめたことが史料からも明らかである。1954年8月19日付で、小田原市農林水産課から市長に対して和留沢集落の小田原信金に対する融資依頼について、市から依頼書を出すことについての伺い書が提出されている。連帯保証人は市の民生部長と農林水産課長とされている。組合長は橋本良太郎(和40)に交代している。融資は8月18日から10月14日までの2か月間で金額は18万5千円、用途は農林中金負債返還である。9月中旬に農林中金から貸し出される予定の営

農資金のつなぎ融資という位置づけである。

また同年12月にも同様の伺いが出されている。期間は同年12月20日より1955年3月10日までであり、金額は50万円と増加している。使途は農林中金負債48万4千円と神奈川県信用農業協同組合負債1万6千円の返済である。これは前述の冷害資金の返済であると和留沢開拓農協からの嘆願書に記されており、返済は農林中金の営農振興資金77万円が3月1日に貸付予定であると記されている。このように同開拓農協の経営は、本来農業経営の拡大・近代化に充てるべき営農資金を、過去の負債の返済に回さざるを得ない状況に陥っており、その経営の厳しさを増して行ったのである。

(6) 薪炭林払い下げ申請

こうした資金面の苦しい状況のなかで開墾を続ける和留沢開拓農協であったが、境界の不明瞭な周囲の官公林を伐採、開墾してしまうことによるトラブルはその後も続いた模様であり、1953年10月22日、伊嶋組合長と市の技術吏員が小田原営林署に出向し、ある組合員が誤って開墾の上、耕作した買収除外地とされている官行造林地について同地の借入申請を行った記録がある。

こうした状況は開拓農民と地元農民双方にとって心理的負荷の大きい案件であっただろう。また山間部集落であるにも関わらず薪炭林のような山林資源確保のための後背地を持たない和留沢集落には山間地部集落のメリットを活かせないという問題も存在していた。そのため1955年1月22日、和留沢開拓橋本良太郎組合長（伊嶋郁蔵から交替）外17名は、曾我村外一ヵ村七財産区組合長職務執行者助役鈴木正之助宛に、下記のような陳情書を提出している。「私共は（中略）現在は僅かに十八世帯にして此の間県並に市御当局或いは地元の方々の御蔭

でどうやら定植（ママ）の域に達し一人当り一町二反位開墾致しまして増産に邁進しておりますが何分日常生活の経済費の窮乏打開の為幸い隣地の貴組合御所有にかかる久野字舟原熊の木沢天然林の払下げを願えれば我々十八世帯全体で木炭及び燃料事業をして目下の日常生活の補給に致したい念願でありますので何卒我々和留沢開拓者の実情を御賢察の上特別の御詮議を以って御払下げ下されたく右陳情いたす次第であります」。これに対して市農林水産課は1955年1月30日付で副申伺いを出し、「陳情文面のとおり山林資源の活用から現金収入を得る以外にやはり自活の途はありませんし悪条件の下で苦闘を続けていますこの開拓者にいま一度のご支援を願いたく」と払い下げを支持している。この共有林はその後同組合への払い下げが実現し、その後農林中金や県信連の融資において共有林内の立木が担保となることが増えたことから、組合の信用力強化に大きな役割を果たすこととなったと評価できる。

第3節 整理縮小期の和留沢開拓農協 (1955～1960年)

(1) 組合運営振興事業

1955年10月20日、和留沢開拓農協は小田原市に対して組合運営振興費として5万円の補助金申請を行っている。主な使途は商品作物としてのミツマタの導入であり、3万本の苗木購入を計画している。苗木購入は市に斡旋を依頼し、各戸が5畝に1500本程度植樹する計画とされている。販路については印刷局小田原工場との契約が交渉されている。その他の使途としては役員個人の負担軽減のため、出張費や行政対応に必要な費用を組合役員に支給することとされた¹¹⁾。

(2) 開拓農地の境界問題

開拓農地の境界問題は一貫して同組合を悩ませていた問題であったが、この時期に入って新たな性格の問題が浮上した。1956年5月17日市農林水産課発文書において旧自作農創設特別措置法により買収又は売渡した土地の登記事務促進についての打合せ会が開催されたことが報告されている。同会では県農地調整課長、開拓係長が次のような挨拶を行っている。「未墾地買収をいたした開拓地の登記事務は一般既耕地の事務と比較して極めて複雑な点が伴うので県下に於ても事務処理の完了した地域は極く一部のみである。よって本年度は調整課所管の事務計画の第一番に取上げたのがこの事務促進の徹底であって、現在まで県に於て一括整理を担当いたして参った関係上末端各農業委員会ではその詳細について判らない点が多いと考えるが、今后この事務処理について充分連絡もいたす所存であるが、各位もこれに対し絶大な協力をお願いしたい」。そのうえで和留沢地区の登記上の問題点として「分割登記は済んでいるが、買収登記は法務局に問合せないと判らない。従って以後の処理が全部未了である。なお確定図は完成しているが現地と相違するので如何に処置するか考慮中である」というのである。買収登記の完了が未確認の上、売渡の登記が全く進んでいない。さらに重要なのは登記図と現況の相違が著しい点であり、開拓地の登記上の境界と現況の境界がずれている問題は、さらなる土地紛争の火種と成り得る問題であった。この問題の決着については史料的に確認できないが、登記・現況のズレ部分を再度交換する、或いは越境部分を買収する等の方法で登記と現況の一致を目指す努力が払われたものと思われる。

(3) 不振開拓地調査と過剰入植地対策による整備移転

1950年代の前半における開拓政策は、負債整理を進めさせながらも、入植農家の定着のための支援という性格を持っていたが、50年代末から60年代初頭に入ると、経営不振の開拓農家や開拓農協そのものの離農や解散を視野に入れた政策が推進されるようになる。1956年6月20日神奈川県農地部長から小田原市に対して不振開拓地振興対策の一環として和留沢開拓地の調査が行われることが通知された。調査日は27日、28日に設定された。

1961年3月3日和留沢開拓農協組合長（丸田竜郎）より神奈川県知事宛に「過剰入植地対策による整備移転方法書について」という文書が提出されている。この「過剰入植対策」は農林省が開拓集落における経営規模拡大のため、離農者を選出した集落に対して補助金を交付するものであった。和留沢開拓ではこの政策に応じる形で全18戸中3戸が離農下山し、離農者の農地を再配分する措置を取ることで15万円の補助金を受け取る形となった。この3戸のうち1戸については1958年時点において離農希望の表明が文書に残されており、もう1戸についても、自作農維持創設資金の融資資格喪失者として、1959年7月9日付文書において名前が見られることから、従前より離農の意向を示していたか、或いは営農意欲を喪失していた入植者が選ばれた可能性が高い。離農者の財産分与については、住宅、農機具は無償で残留者に譲渡することとし、政府資金債務は土地譲渡者が継承面積と耕地条件に応じた計算に基づき債務を継承し、この継承債務の返済に補助金を充てることとなった。なお県信連債務分については離農者自らが繰り上げ返済することとされた。この内容は2月1日に明神分校で開催された組合臨時総会に全構成農家が出席のもとで決定された。

おわりに

和留沢開拓は、小田原市の農業会と市が入植地を選定し、1960年までに49戸の農家が入植した開拓事業であった。その政策には戦時期の食糧増産隊からの連続性が意識されており、緊急開拓事業による県からの割当に依るため、入植者の希望よりも行政的要請が優先する側面も存在した。その背景には基礎自治体レベルで配給難に苦しんだ小田原市の事情があった可能性もある。農業経験者が極めて少ない構成で、十分な営農訓練も受けずに、箱根外輪山山麓の傾斜地の多い条件劣悪地に入植することになった開拓農家は、戦後農政の犠牲者と位置づけるべきであろう。

もちろん小田原市農業会や小田原市行政は粘り強く和留沢地区に対して支援を続けた。しかし入植者によるいくつかの不祥事や53年冷害のような天災の結果、その支援にブレーキがかかったことは不幸な展開であった。また地元農村の共有地に存在する官公造林地内に設定された和留沢地区は、開墾の過程で地元農村の増産計画と衝突し、過誤の伐採により衝突するなど、開拓に不利な外部環境にも苦しめられた。登記図が長期間整備されなかった行政的瑕疵もこの摩擦の一因となった。53年冷害が同地区の営農に与えた影響は大きく、以後開拓農協の負債返済に、本来営農改善に用いられるべき営農資金が投入されてゆくという財務的悪循環に陥り、開拓農協に対する指導も、離農者を誘導する縮小路線へと転じていった。

このように悲観的な状況のなかで、途中で離農する入植農家は多く、1945年に入植した農家35戸のうち5年間余りの間に開墾を諦め、脱農するものが25戸に及んだ。脱農者のなかには自ら営農を断念し、山を下りた者もいれば、不祥事により除名の形となった者もいたが、和

留沢地区が小田原市や箱根町といった職を求めやすい市街地に比較的近い集落であったことは、脱農後の雇用という観点からは、不幸中の幸いであったかもしれない。しかし離脱者が多数出るなかで、伊嶋郁蔵元組合長をはじめとする10戸に満たない入植農家が、その後10戸以上の新規入植者を受け入れながら、集落の結束を維持しながら条件不利地の開墾を忍耐強く推進し開拓地の崩壊を防いだ努力は高く評価されるべきである。

戦後開拓集落の歴史的記録は、比較的大規模であり、機械化や共同化など、基本法農政に対応する形で経営的に「成功」を収めたものが残りやすい傾向にある。その意味で、和留沢集落のような経営面で苦戦した小規模開拓地の実態を明らかにすることは、戦後開拓政策の成果の全体像を把握するうえで重要であると考えられる。

〈註〉

- 1) 本稿は専修大学長期国内研究制度の支援を受けて実施された研究成果の一部である。
- 2) 全国開拓農業協同組合編『戦後開拓史』（1967年）、同『戦後開拓史〈資料編〉』（1968年）、同『戦後開拓史〈完結編〉』（1977年）。
- 3) 農林大臣官房総務課『農林行政史第6巻』（1972年）、644頁。
- 4) 神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史 通史編7近代・現代（4）』（1982年）771頁。
- 5) 前掲『神奈川県史 通史編7近代・現代（4）』770頁。
- 6) 小田原市役所『昭和21年度和留沢開拓記録書類』（小田原市役所所蔵）。なお本稿で使用した一次史料の閲覧・利用にあたり、小田原市立図書館、及び曾我勉氏（元小田原市専門官）、星野和子氏（元小田原市史編纂嘱託）よりご助力を得ることができた。記して謝意を表するものである。
- 7) 前掲『昭和21年度和留沢開拓記録書類』。以下本稿第1節中における史料の引用は特に断りのないかぎり同文書からのものである。

- 8) 豊川村は1954年に小田原市に合併された足柄下郡の村である。
- 9) 小田原市経済部農政農林係『昭和30～34年和留沢開拓記録書類』。
- 10) 小田原市『昭和27～29年度和留沢開拓記録書類』。以下本稿第2節中における史料の引用は特に断りのないかぎり同文書からのものである。
- 11) 小田原市経済部農政農林係『昭和30～34年和留沢開拓記録書類』。以下本稿第3節中における史料の引用は特に断りのないかぎり同文書からのものである。